

平成31年 3月11日

京都市上下水道局
技術監理室監理課

上下水道局発注工事における工事検査の変更点について

平素は、上下水道事業へ多大なご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

当局におきましては、平成30年7月より、工事目的物のさらなる品質確保を目的として、請負金額別に対象を設けて受注者に工事検査日以前に検査書類を検査員に提出していただく制度（事前提出制度）を運用しておりますが、平成31年4月から事前提出制度の対象範囲を拡大いたします。

つきましては検査に係る事項につきまして下記のとおりといたしますので、ご協力をお願い致します。

記

1 実施日

平成31年4月1日から

2 内 容

工事検査書類の事前提出について

工事請負金額500万円以上の工事における工事検査書類については、監督員の確認を受けた後、検査日の3開庁日前までに技術監理室監理課へ提出する。

（現行の工事請負金額6000万円以上を500万円以上に拡大いたします。）

工事請負金額500万円未満の工事における工事検査書類については、監督員の確認を受けた後、検査日の2開庁日前までに技術監理室監理課へ提出する。

（ つきましては、現行のとおり変更はありません。）

以上